

「プラ品質等に関する研究会」の議論・意見のまとめ

利用事業者（市場）ニーズ

- 単一よりも混合を希望する
（単一素材にも一定のニーズ）
- 供給量や品質（≠高品質）の安定

臭気、吸湿率評価

- 原因物質、技術的対策、測定の意味が不明確
- 利用事業者からの要望やクレームがない
- 対象物質を特定して評価継続

総合的評価全般

- 一定の役割を果たしたとして廃止
- 問題はあるが何らかの基準は必要
- 品質維持向上を目的に、製品収率を評価項目に追加
- 品質に関する基準は、塩素、主成分等の登録基準のみ
- 品質管理体制、品質規格化はガイドラインとして継続（具体的活動は事業者に委ねる）
- 評価選択制（収率-品質バランス）等の意見

総合的評価等の見直し

有識者（総合的評価委員会やガイドライン委員会）に諮る

残渣問題（収率、品質）

- ①収率向上による品質低下が不利益とならない仕組み、
- ②登録基準（品質基準）の緩和、
- ③収率の入札可能量への反映（総合的評価への加点）などにより、取り組める可能性
- 再商品化製品需要拡大策が必要（製品利用者へのインセンティブ等）

関係主体による幅広い議論

処理能力増加策

- 人員確保、残渣処理先確保、設備投資などの観点から、複数年契約等についての議論も必要

その他の議論・意見

- カスケード処理について議論が必要
- 製品プラ一括処理に関する不安や疑問

※十分な議論ができなかった項目もあり、全ての意見が集約できたわけではない

許可なく転載を禁ず

まとめ1（利用事業者ニーズ、総合的評価項目）

- 現在の利用事業者（市場）のニーズは、
- 単一よりも混合を希望する（一方で、単一素材にも一定のニーズがある）
 - 供給量や品質の安定を望む
- であり、総合的評価項目の品質（の向上）は必ずしも求められていない。

- 総合的評価における臭気、吸湿率について、
- 原因物質や改善のための技術的対策が明確でなく、測定の意味が不明確
 - 利用事業者からの要望やクレームがない

ことを理由として、当該項目の廃止や改訂を望む再商品化事業者が多い。ただし、廃止の場合でも、品質が低下しないような新評価項目の追加を提案する事業者もいる。

まとめ2（総合的評価のあり方）

➤ 前記のほか、総合的評価について、

- リサイクル率（製品収率）を評価項目に追加
（順位付けではなく、品質維持向上を目的として）
- 品質は向上しており、一定の役割を果たしたとして総合的評価の廃止

の声もある。関連して、

- 品質に関する基準は、塩素、主成分、異物のみとし、それを登録基準とする
- 品質管理体制及び品質規格化はガイドラインとして継続するがその具体的活動は事業者の責任にゆだねる

という提案もある。

➤ 今回の研究会での議論を踏まえ、有識者（総合的評価委員会やガイドライン委員会）に総合的評価等の見直しを諮るべきと考える。

許可なく転載を禁ず

まとめ3（残渣問題、処理能力増）

➤ 残渣量削減（あるいは収率向上）について

- 収率向上による総合的評価の品質点数低下が生じない仕組み（総合的評価の廃止等）
- 登録基準（品質基準）の緩和
- リサイクル効率の入札可能量への反映

などにより、取り組める可能性があるが、

再商品化製品の需要拡大が必要であり、それに対する施策も必要である。

なお、時間的制約で議論が不十分であるという意見もあった。

➤ 処理能力を増加できない要因は、

- 安定的な処理量を毎年継続して確保できる仕組みがない

ためであり、人員確保、残渣処理先確保、設備投資などの観点から、複数年契約等についての議論も必要と考えられる。

許可なく転載を禁ず

まとめ4（カスケード処理、製品プラ一括回収）

- 議論する時間はなかったが、カスケード処理に関する問題点を関係主体で再確認（議論）すべきではないか、という意見が少なからずあった。
- 製品プラ一括回収について、
 - 製品プラの中身が不明確
 - 異物混入のリスク
 - 新たな設備投資の要否
 - 製品プラに起因するトラブルによる容リプラ処理の停滞
 - 新たなルールや基準について不安や疑問などが提起された。

許可なく転載を禁ず